



東京会事務局

事務局は、各種イベントの開催、公認会計士業務の推進拡充、地域社会への貢献及び法定研修の企画運営等の諸施策について、役員、委員をはじめ、東京会に所属する会員・準会員をサポートしています。役員の任期に上限が設けられている中、東京会事業を継続的に推進するため、県会等事務局と連携し、7課38名の職員でその役割を担っています。

お問合せ先

総務課	Tel : 03-3515-1180 Mail : tokyo-soumu@sec.jicpa.or.jp	三多摩会	Tel : 042-595-8618 Mail : tyo.santama@ms01.jicpa.or.jp
経理課	Tel : 03-3515-1181 Mail : tokyo-keiri@sec.jicpa.or.jp	茨城県会	Tel : 029-297-8270 Mail : tyo.ibaraki@ms01.jicpa.or.jp
業務課	Tel : 03-3515-1185 Mail : tokyo-gyomu@sec.jicpa.or.jp	群馬県会	Tel : 027-321-9055 Mail : tyo.gunma@ms01.jicpa.or.jp
地区会課	Tel : 03-3515-1187 Mail : tokyo-chikukai@sec.jicpa.or.jp	栃木県会	Tel : 028-635-8769 Mail : tyo.tochigi@ms01.jicpa.or.jp
研修課	Tel : 03-3515-1186 Mail : tokyo-kenshu@sec.jicpa.or.jp	長野県会	Tel : 026-229-9669 Mail : tyo.nagano@ms01.jicpa.or.jp
厚生課	Tel : 03-3515-1182 Mail : tokyo-kosei@sec.jicpa.or.jp	新潟県会	Tel : 025-247-3875 Mail : tyo.niigata@ms01.jicpa.or.jp
広報課	Tel : 03-3515-1184 Mail : tokyo-kouhou@sec.jicpa.or.jp	山梨県会	Tel : 055-251-9400

知識と
経験を
社会のために



日本公認会計士協会東京会
会長 高橋克典

CONTENTS

- 会長メッセージ 2
- 日本公認会計士協会東京会を知る 5
 - 日本公認会計士協会東京会とは？
 - 活動内容
 - 地区会とは？
- 公認会計士の力 10
 - 公認会計士の活動領域
 - 公認会計士の力をご活用ください 13
 - 公的団体への公認会計士の推薦
 - 公認会計士の紹介
 - 無料研修会の実施
- 「ハロー！会計」のご案内 15
- 座談会 地方公共団体の監査委員 17
 - 公認会計士が提供する価値とは
- 組織概要 21
 - 役員
 - 組織
 - 事務局体制



社会を支える 一員としての自覚

近年、「社会貢献に携わりたい」という志を持つ若い世代が増えています。公認会計士業界においても、公認会計士試験の受験生や試験合格者の中で公的セクターの監査を希望する割合が高まってきました。かつては非営利部門への関心は必ずしも高くなく、どちらかといえば自らの利益を優先する傾向が見られました。

公認会計士の監査は、資本主義の土台である「経済社会の信頼性」を担う仕事です。すべての公認会計士は独立性を最も重視し、第三者の立場から意見を述べることを徹底的に叩き込まれています。独立性こそが公認会計士の最大の特徴であり、一人ひとりがこれを厳守することによって初めて、公認会計士全体に対する社会からの信頼が成り立っています。そうした監査業務を通じて、私たちは「社会を支える一員である」という自覚を培ってきましたが、今の若い世代は、公認会計士としての第一歩から「社会を支えたい」という意識を持っている人が多いのです。これは大変頼もしいことであり、ステークホルダーの皆さまとぜひ共有しておきたいと思えます。

数字から課題、 解決の糸口を発見

私自身、東京都や区の有識者会議、指定管理者選定委員会等に委員として参加してきました。利益追求を目的としない自治体においても、組織運営にはあらゆる場面で財務的判断が求められます。公認会計士は常に数字を基盤に物事を分析しますので、課題が明確になり、議論が建設的に進みます。正確な数字なくして、健全な組織

運営も適正な評価もあり得ません。私自身、そうした視点からの貢献を心がけ、「公認会計士が入ると議論の質が変わる」とおっしゃっていただけるよう努めてきました。自らの知識や経験が公共の場で活かされることは、公認会計士にとって大きな喜びです。実際に委員を経験した公認会計士は、一様に「携わってよかった」と述べています。

東京会の所管地域には多くの公認会計士が在籍しています。数字から課題を発見し、解決の糸口を見出すことは私たちの得意とするところです。これまでにない視点をご提供できるものと確信していますので、組織運営の様々な局面において、ぜひ公認会計士をご活用いただければ幸いです。

アカウンタビリティという視座

公認会計士の専門性は、会計基準や監査基準に関する知見にとどまりません。私たちの仕事の根底には「アカウンタビリティ(説明責任)」という理念があります。経営を任された者は、その結果を数字で示し、きちんと説明して初めて、託された責務を果たしたことになります。この考え方は、民間企業に限らず、あらゆる組織運営に通じるものです。

透明性をもって説明責任を果たすこと——自治体運営においても、まさにこの視点が求められているのではないのでしょうか。公認会計士は、数字の力で説明責任の実現を支援するとともに、独立した客観的立場からリスクを評価し、率直に意見を申し上げることができます。単なる専門的助言にとどまらず、「社会は信頼で成り立っている」という哲学を共有できるパートナーでありたいと考えています。



関係性の中から未来は生まれる

コロナ禍以降、会議や研修のオンライン化が定着しました。効率性という面では意義があるものの、私は東京会の活動においては対面を重視し、ネットワーキング活動を推奨する方針をとっています。

それは、ネットワークがもたらす力を私自身が実感しているからにほかなりません。仕事の幅が広がるだけでなく、大いに元気づけられます。公認会計士には独立独歩の気質を持つ者も少なくありませんが、緩やかであっても多様なつながりを持ち、関係性を築いていくほうが豊かな人生になると思うのです。日本公認会計士協会(本部)は制度や品質管理の面で会員を支えています。会員一人ひとりにネットワークの大切さを届けることは地域会(支部)ならではの役割です。私はそうした思いから「ワクワクする東京会へ！」というスローガンを掲げており、より地域に根差して活動するため、県や区ごとなどに設置している地区会への積極的な参加を呼びかけています。

この考え方は、外部のステークホルダーの皆さまとの関係においても同様です。自治体、商工会議所、金融機関の皆さま方が公認会計士とつながることで、新たな視点を得たり、世界が広がる——そうした価値を提供できる存在でありたいと考えています。



ラグビー憲章に学ぶ5つの価値

「One for all, All for one」「ノーサイドの精神」——ラグビーには、人が共に生きるうえで大切な理念が数多くあります。なかでも私がいま心に留めているのは、世界のラグビー協会が共有するラグビー憲章の5つのコアバリューです。それは、「品位」「情熱」「結束」「規律」「尊重」。この5つは、スポーツの枠を超え、仕事に携わるすべての人間にとって大切な価値観ではないでしょうか。たとえば公認会計士は、フェアプレーに通じる「品位」、ルールを遵守する「規律」、チームワークとしての「結束」はおおむね備えていると思えます。では、共に課題に向き合う「情熱」や、異なる立場・能力を認め合う「尊重」はどうだろうか、そのようなことを公認会計士の仲間と、またステークホルダーの皆さまと語り合ってみたいと思っています。

もちろん、一人ひとり考え方は違います。そうした違いを楽しみながら、人間同士の関係性を築いていけたら大変嬉しく思います。

日本公認会計士協会東京会を知る

あなたの街の公認会計士
27,000人
※会員・準会員の合計

全国の公認会計士の約6割が所属

日本公認会計士協会(本部)が公認会計士制度を担うのに対し、東京会は地域に根ざした活動を行っています。自治体や公的団体への公認会計士の推薦、地域との連携、中小企業支援や会計教育もその一つ。会計や監査の専門家を活用したいときは、東京会にご相談ください。



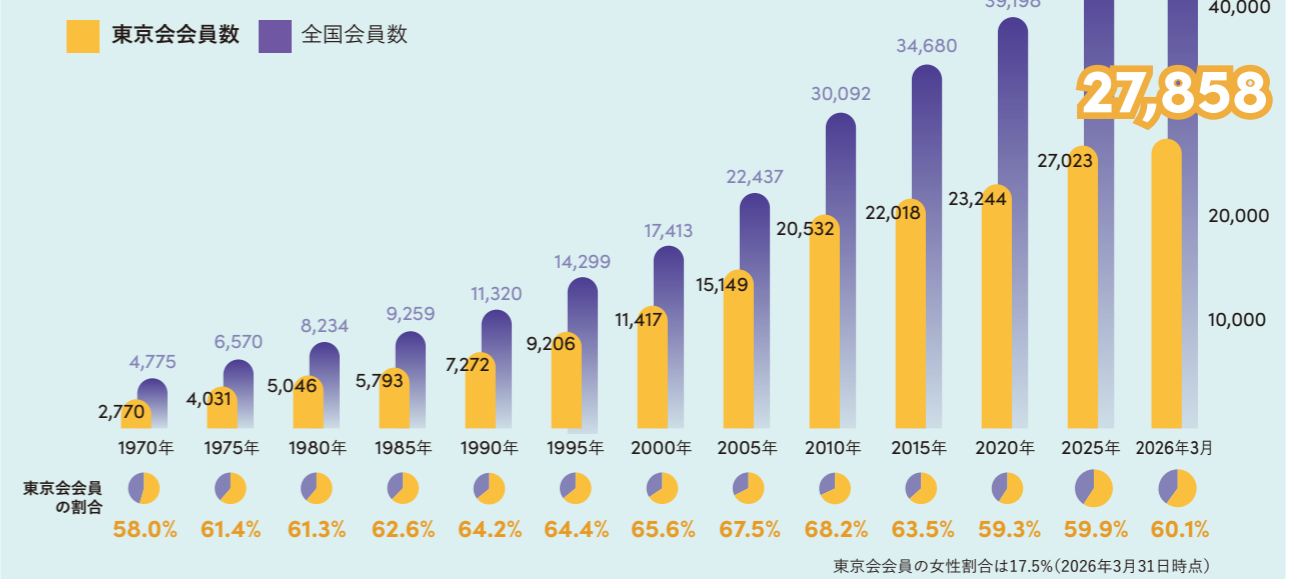
日本公認会計士協会東京会とは？

東京会は、日本における唯一の公認会計士の団体である日本公認会計士協会の支部(地域会)です。管轄エリアは関東甲信越1都6県で、全国の約6割(約2万7千人)の会員等が所属しています。



日本公認会計士協会と東京会の会員数推移

※「会員」は会員(公認会計士)・準会員(試験合格者等)の合計



活動内容

東京会では、多様化する社会からの期待に応え、信頼を創り出すことによって地域社会に貢献するべく、様々な活動を行っています。

ここに記載している活動報告は、地域に貢献する会員の業務を支援し、地域社会への浸透・貢献を図るべく展開している施策の一例です。



東京会公式YouTubeはこちら



広報ユニット

【主な関係機関】 教育機関

協会活動及び会員の業務に有益な情報を伝える内部向け広報、公認会計士及び公認会計士制度を広く周知する外部向け広報活動を展開

- ・7月6日の「公認会計士の日」を記念し、毎年公認会計士をPRするための特別講演会を実施
 - ・社会貢献活動及び広報活動の一環として学生・生徒を対象に「ハロー！会計」、「会計講座」、「職業講話」、「公認会計士制度説明会」を多数開催
- (「ハロー！会計」の詳細は、15ページ参照)



DE&I ユニット

多様性のある会員構成を目的に、未来の公認会計士業界を担う若手会員や女性会員等を対象とした施策の企画・実施

- ・若手会員を対象としたイベントの開催
- ・女性会員等を対象とする研修会の開催
- ・広報ユニットと連携し、女性会計士のPR活動 他



非営利・公会計ユニット

【主な関係機関】 地方公共団体 社会福祉協議会 私学団体

非営利法人会計、公会計に関する会員向け研修会企画や調査研究、非営利法人及び地方公共団体関係者へ監査・会計に関する知識の普及

- ・地方公共団体職員と会員を対象に包括外部監査コンベンションを開催 他

中小企業支援ユニット

【主な関係機関】 金融機関 信用保証協会 商工会議所 商工会 株式会社日本政策金融公庫 中小企業活性化協議会 東京中小企業投資育成株式会社

中小企業支援関連で会員が果たし得る役割を検討。社会に対するPR活動、会員の支援活動に資する施策を関係諸機関及び地区会と連携して実施

- ・地域金融機関と地区会役員を対象に金融機関連携懇談会を開催
- ・中小企業経営者対象研修会(プレ会計)コンテンツ制作
- ・中小企業支援に特化したPR動画制作
- ・東京商工会議所、東京中小企業投資育成株式会社等と定期連絡会を開催 他

業務企画ユニット

【主な関係機関】 東京地方裁判所 地方公共団体 他士業団体

会員の業務の開発、拡充に関する事業や会員を支援する施策を幅広く実施

- ・社外役員、東京地方裁判所の専門委員に就任している会員への支援
- ・企業や行政機関に所属する会員や海外在留会員のネットワーク構築等施策の検討、推進
- ・新規株式公開関連業務、会員の独立開業支援
- ・弁護士会等、他士業団体との連携 他

税務業務ユニット

【主な関係機関】 東京国税局 関東信越国税局 東京国税不服審判所 関東信越国税不服審判所

税務業務に関する会員向け研修会企画や調査研究、行政機関への表敬訪問等を実施

- ・「令和7年度版最新企業会計と法人税申告調整の実務」の発刊
- ・東京国税局、関東信越国税局、東京国税不服審判所、関東信越国税不服審判所への表敬訪問、講師を招いての研修会の実施、任期付職員募集への協力 他



監査会計ユニット

【主な関係機関】 関東財務局

会計、監査、ITに関する会員向け研修会企画や調査研究、行政機関との定期連絡会を開催

- ・「会計税務便覧(2025年度版)」、「会計手帳(2026年版)」の発刊
- ・関東財務局との定期連絡会を開催 他



地区会とは？

東京会は、東京23区と三多摩地区、6県（茨城県、群馬県、栃木県、長野県、新潟県、山梨県）の合計30地区に地区会を設置し、各地区に根ざした活動を展開しています。また、各地区を地域ごとにまとめた特別部会（ブロックと呼称）を設置し、各地域の公認会計士を対象に様々な活動を展開しています。



特別部会（ブロック）

東京第一ブロック

- ・足立区
- ・江戸川区
- ・葛飾区
- ・江東区
- ・墨田区
- ・中央区

東京第二ブロック

- ・新宿区
- ・杉並区
- ・豊島区
- ・中野区
- ・練馬区
- ・三多摩地区

東京第三ブロック

- ・大田区
- ・品川区
- ・渋谷区
- ・世田谷区
- ・港区
- ・目黒区

東京第四ブロック

- ・荒川区
- ・板橋区
- ・北区
- ・台東区
- ・千代田区
- ・文京区

県会ブロック

- ・茨城県
- ・群馬県
- ・栃木県
- ・長野県
- ・新潟県
- ・山梨県

地区会活動

- ・会員の推薦・紹介
- ・「ハロー！会計」の開催（小・中学生向け会計講座）
- ・地域の他士業と連携した個別相談会等への参画
- ・会員向け研修会、親睦活動等

地区会 会員数

※会員・准会員は住所を有する地区会にも所属しています。

（単位：人）

地区会	事務所地			住所地		
	会員	准会員	合計	会員	准会員	合計
足立	140	16	156	305	106	411
荒川	109	14	123	271	66	337
板橋	178	35	213	483	131	614
江戸川	152	28	180	328	96	424
大田	332	36	368	652	108	760
葛飾	105	7	112	228	33	261
北	173	31	204	412	86	498
江東	414	55	469	1,036	212	1,248
品川	490	46	536	816	109	925
渋谷	607	30	637	579	55	634
新宿	3,097	1,226	4,323	798	145	943
杉並	444	58	502	972	153	1,125
墨田	165	26	191	388	130	518
世田谷	801	70	871	1,662	218	1,880
台東	224	15	239	379	49	428

地区会	事務所地			住所地		
	会員	准会員	合計	会員	准会員	合計
千代田	8,448	3,003	11,451	401	48	449
中央	1,330	81	1,411	911	73	984
豊島	334	29	363	588	107	695
中野	215	37	252	467	95	562
練馬	312	39	351	725	136	861
文京	483	35	518	1,074	150	1,224
港	1,994	109	2,103	986	100	1,086
目黒	319	29	348	591	67	658
三多摩	945	135	1,080	1,896	495	2,391
茨城	140	19	159	220	67	287
群馬	99	10	109	126	46	172
栃木	105	4	109	117	29	146
長野	200	28	228	210	39	249
新潟	189	21	210	183	34	217
山梨	40	2	42	49	16	65

（2026年3月31日時点）

公認会計士の力

監査で培った 専門性を活かして

公認会計士は独立した第三者の立場で業務を行うことにより、公正性と信頼性を確保してきました。

その過程で培われたリスクを見抜く目、仕組みで改善する力、高い職業倫理——これらの専門性は監査の枠を超え、企業経営、非営利法人の運営、自治体の内部統制、中小企業の成長支援など、様々な現場で活用されています。



公認会計士の活動領域

公認会計士は、会計・監査の専門家として様々な分野で活躍しています。上場企業に限らずスタートアップ企業や中小企業等も含め、企業の全てのライフステージにおいて様々な業務支援が可能です。

監査

公認会計士の独占業務である財務諸表監査は、企業や法人が作成した財務諸表について、第三者の立場からその適正性を確認し、社会に対して信頼性を保証するものです。監査を通じて、投資家や金融機関、取引先などが安心して意思決定を行える環境を支え、企業活動の透明性向上と健全な経済社会の発展に貢献しています。

税務

公認会計士は税理士登録することにより、税務業務を行うことができます。各種税務申告書の作成や租税相談のほか、幅広い知識を活かして、M&Aに係る税務や国際税務等、特殊な税務に関する相談・助言を行います。

社外役員 会計士

2015年に我が国の上場企業に導入された「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月改訂)において、「プライム市場上場会社は独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべき」、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべき」とされたことから、社外役員に就任する公認会計士が増加しました。現在は、半数を超える上場会社に公認会計士が社外取締役・社外監査役として就任しています。

コンサル ティング

経営戦略の立案、資金調達、内部統制の構築、上場、組織再編、財務デュー・ディリジェンス、事業承継、事業再生、廃業等、経営全般にわたる相談・助言を行います。

組織内 会計士

企業やその他の法人又は行政機関において業務に従事している公認会計士。会計や財務、経営に関する専門知識を活かし、組織の発展と経営の健全化に貢献しています。

非営利・ 公会計

国や地方公共団体、独立行政法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の非営利組織における会計・監査業務を担っています。公会計の分野では、地方公共団体の財務書類の作成支援や内部統制の整備に関する助言を行うほか、包括外部監査人や監査委員などに就任。公的資金の適正な運用を検証する役割も果たして、公的機関の透明性・効率性の向上に貢献しています。

公認会計士が担う監査業務の全体像

法定監査(法令等に基づく監査)

- 金融商品取引法に基づく監査
特定の有価証券発行者等が提出する有価証券報告書等に含まれる財務計算に関する書類(貸借対照表や損益計算書等)には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないとされています(金融商品取引法第193条の2第1項、同第2項)。
- 会社法に基づく監査
大会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置くことが義務付けられています(会社法第327条、同第328条)。また、会計監査人を置く旨を定款に定めれば、全ての株式会社は会計監査人を置くことができます。
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄附行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出等の報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査
- 資金決済法に基づく暗号資産交換業者の監査
- 農業協同組合の監査
- 漁業協同組合の監査 等

法定監査以外の監査(法令等に基づかない監査)

- 法定監査以外の会社等の財務諸表の監査
- 特別目的の財務諸表の監査 等

国際的な監査

- 海外の取引所等に株式を上場している会社又は上場申請する会社の監査
- 海外で資金調達した会社又は調達しようとする会社の監査
- 日本企業の海外支店、海外子会社や合併会社の監査
- 海外企業の日本支店、日本子会社の監査 等

コラム 公認会計士制度はいつ始まったの?

1948年、GHQの占領下において「証券取引法」が制定され、続いて、証券市場の健全性を保つために「公認会計士法」が制定されました。これが公認会計士制度の始まりです。
翌1949年、それまで銀行や製造業など業種ごとに設定されていた会計基準・会計規制が体系的にまとめられ、「企業会計原則」が公表されました。続く1950年に「監査基準」が制定され、そして1951年、証券取引法に基づく公認会計士監査が始まりました。
こうして公認会計士は、「企業会計原則」と「監査基準」をもって、戦

後の経済発展を支えていくこととなります。
日本の高度経済成長とともに、事業活動における信頼性確保の重要性は増し、公認会計士監査の対象は企業だけでなく様々な事業体に拡大されていきました。1967年の学校法人への監査導入を皮切りに、様々な事業体において法令で監査が義務付けられ、近年では経営組織のガバナンスの強化・事業運営の透明性の向上等を図る目的で、一定規模以上の農業協同組合、社会福祉法人、医療法人、漁業協同組合に公認会計士監査が導入されています。

公認会計士の力をご活用ください

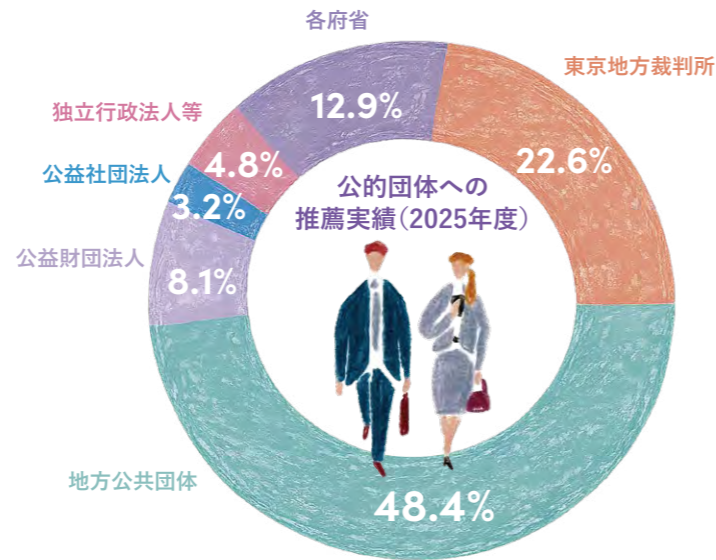
東京会では、地方公共団体等、公的団体からの推薦依頼への対応や金融機関等に対して公認会計士を紹介しています。ぜひお気軽に担当部署までお問い合わせください。

推薦制度、紹介制度に関するお問い合わせ先 **業務課** Tel : 03-3515-1185 Mail : tokyo-gyomu@sec.jicpa.or.jp

公的団体への公認会計士の推薦

(推薦案件例)

監査委員、包括外部監査人、外部評価委員会委員、入札等監視委員会委員、指定管理者選定委員会委員、個人情報保護審議会委員、社会福祉法人に対する指導検査支援（業務委託）、財政援助団体監査に係る会計書類調査業務担当者、各種相談事業に係る相談員、外郭団体監事、地方裁判所専門委員候補者、民事調停委員候補者、株式鑑定評価人、公益法人監事 他



地方公共団体監査委員

公認会計士が監査委員に就任することにより、会計監査等の実務において培った知見等を監査委員監査に活かすことができます。そのため、多くの地方公共団体において公認会計士が監査委員に登用されています。

地方公共団体包括外部監査人・個別外部監査人

地方公共団体包括外部監査制度の開始以来、多くの公認会計士が包括外部監査人に就任し、20年以上にわたり積み上げた知見を活かし、より質の高い監査の実現を目指しています。また、監査委員の監査に代えて個別外部契約に基づく監査を行う個別外部監査人にも公認会計士が就任しています。

地方公共団体包括外部監査人への就任状況(2025年度)

都 県	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、長野県、新潟県、山梨県
中核市	宇都宮市、甲府市、高崎市、前橋市、八王子市、水戸市、長野市、松本市
条例指定都市	荒川区、江東区、町田市

推薦までの流れ



※依頼内容は、公認会計士としての業務(原則として公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)を除く。)であること等の条件があります。内容や条件等によっては、ご希望に沿えないこともございますのであらかじめご了承ください。
※推薦依頼をいただいてから被推薦人の決定までにお時間をいただく場合がございます。

公認会計士の紹介

次に掲げる事業に対して、公認会計士を紹介しています。

東京都福祉保健局「社会福祉法人経営力強化事業」に係る専門家紹介

東京都福祉保健局及び東京都社会福祉協議会との連携により、東京都福祉保健局が実施する会計監査人非設置の社会福祉法人に対する専門家活用支援事業の一環として、東京都の社会福祉法人に対して公認会計士を紹介しています。

金融機関等からの専門家派遣依頼に係る紹介

金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会、中小企業活性化協議会、東京中小企業投資育成株式会社が、中小企業に対して財務会計・管理会計を通じた経営サポートを行う際、公認会計士を紹介しています。

無料研修会の実施

公会計研修会

地方議員、地方公共団体職員を対象とする公会計研修会を無料で実施しています。ぜひご利用ください。

中小企業経営者対象研修会

中小企業経営者(金融機関や中小企業を支援している各種団体のクライアント)を対象に、会計リテラシーの普及・啓蒙のため、会計入門「プレ会計」を無料で実施しています。中小企業支援にご利用ください。



紹介動画はこちら

経営者のための会計入門 プレ会計 コンテンツ一覧

講座	テーマ	学習内容	難易度(目安)	標準研修時間	
基本編	資金調達	融資や投資を受けやすい決算書	資金調達と決算書の役割を理解することができる	★★★	講義36分
	会計と資金	損益とキャッシュフローの違い	資金繰りを正しく理解することができる	★★	講義40分
	税務	企業の成長と税金(節税の誤解)	節税が本当に会社の成長に貢献することができるのか理解することができる	★★	講義44分
	経営管理	業績改善のためのケーススタディ(自社の必要な利益はいくらか?)	固定費、変動費という概念を学び、会社に必要な売上や利益を理解することができる	★★	講義50分
	内部統制	中小企業の不正リスク	経営する上で内部統制が大事である理由を理解することができる	★★★	講義54分
	経理実務	迅速な経営判断をするために~月次決算早期化~	月次決算早期化の必要性やその方法を理解する事ができる	★★★	講義50分
	決算書	財務諸表とその見方	中小企業経営者が財務諸表について正しく理解し、自社の経営などに活かすための知識を提供	★★	講義54分
応用編	資金調達	金融機関との建設的な付き合い方(リスクを迫られるとき)	資金繰りが厳しい時の対処や金融機関との向き合い方を理解することができる	★★★	講義50分
	経営管理	意思決定のための会計	基礎的な管理会計の考え方を理解することができる	★★★★★	講義52分
流行編	家族経営	家族経営の落とし穴	会社の設立段階、運営段階、引継ぎ段階の3段階における落とし穴やリスクを理解することができる	★★★★★	講義60分
	IPO	IPOの舞台裏:成功への第一歩	IPOの市場、目的、プレイヤー等基礎知識から具体的なロードマップ等入門編の内容を理解することができる	★	講義50分
	M&A	中小企業の経営者が知っておくべきM&Aの基本	M&A成功事例や失敗事例、注意点等を通してM&Aの概要を理解することができる	★	講義41分
	M&A	M&Aのための企業価値評価の基本	中小企業経営者が企業価値の概念について正しく理解し、自社の事業承継/成長戦略などに活かすための知識を提供	★★★★★	講義50分

※研修時間は、ご要望に応じて短くアレンジすることも可能です。 ※基本編のコンテンツは、中小企業経営者様に広く知っていただきたい内容です。

信頼の力を子どもたちへ

「ハロー！ 会計」のご案内

東京会では、小・中学生を対象に、お金やビジネスにまつわる授業「ハロー！ 会計」を実施しています。高校生向けには「会計講座」を実施。
子どもたちの未来のために、ぜひご活用ください。



「ハロー！ 会計」に関するお問い合わせ先 **広報課** Tel: 03-3515-1184 Mail: tokyo-kouhou@sec.jicpa.or.jp

目的 子どもたちの「自立する力」を育む

会計はお金の動きを管理できるとも便利なツールで、いつの時代でも、また世界中どの国でも共通に認識される、とても便利な考え方です。子どもたちには、会計を使ってお小遣いを管理したり、利益の概念を学んで、それが自分たちの未来をつくっていくと感じ取っていただきたいと思います。私たちは会計リテラシーで子どもたちの「自立する力」を育むことを目指しています。

概要 授業は公認会計士が行います

- ・対象は「小学4年生～中学3年生」です。
 - ・一人で考える「座学」、複数人で話し合う「グループワーク」があります。
 - ・開催に関する準備は不要です。
 - ・講師の謝礼、交通費などの費用のご負担はございません。
- ※開催に関する詳細は担当部署までお問い合わせください。



「ハロー！ 会計」
参加者合計

2,667人

2025年度実績

延べ実施回数

49回

〈ハロー！ 会計・会計講座実施校所在地〉

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、昭島市、町田市、国立市、東大和市、新潟市、柏崎市、甲府市、市川三郷町(山梨県)

※実施回数及び参加者数には一般公開型授業も含まれます。
※ハロー！ 会計・会計講座実施校所在地には過去実績も含まれます。

コンテンツ例

参加者の学習進度に合わせ、小学生向け、中学生向けコンテンツを、公認会計士がオリジナルで作成しています。ゲーム感覚でグループごとに競い合ったり、実生活に近い感覚でワクワクしたり、楽しみながら会計センスを身に付けられる内容となっています。

所要時間	テーマ・タイトル	内容
小学校 4-6年生	45分 お小遣い帳をつけてみよう!	お小遣い帳をつけることを通して、記録することの大事さを学んでいきます。
	90分 ケーキの値段を決めるには	原価計算をした上でケーキに値段をつけ、他の参加者に販売し、利益を出すにはどうしたらよいかを学びます。
小学校 5-6年生	45分 美味しいドーナツの物語	ドーナツ屋さんをテーマに、商品の価格設定や店舗を拡大する時に必要な考えを学びます。
	90分 アイドルプロデュース	アイドルをプロデュースするゲーム方式で会計を学びます。利益の出し方には「売上を上げる」と「費用を削減する」方法があることを学んでいきます。
中学校 1-3年生	50分 たこ焼き屋を救え!	赤字のたこ焼き屋の立て直しを通して、赤字をなくすために、どのようにしたらよいか、会計の知識を取り入れながら考えていきます。
	100分 新興企業パイナップル社を監査してみよう	質問や証拠の入手をしながら、書類に間違いがないかを探していきます。間違いに気づけるかを楽しみながら学び、公認会計士のお仕事体験ができます。

座談会

地方公共団体の監査委員
公認会計士が
提供する価値とは

東京会 非営利・公会計U担当常任幹事
小野寺 勝

品川区監査委員
有我 康子

文京区監査委員
松本 理恵子

渋谷区代表監査委員
吉井 敏昭

財務の専門家である公認会計士を活用し、行政の効率化や行政サービスの向上を目指す！

文京区は内部統制制度をいち早く導入。渋谷区では公認会計士による財政援助団体等監査への公認会計士の関与が拡大。品川区・文京区・渋谷区の監査委員が、公認会計士だからこそできる貢献を監査委員監査や財政援助団体等監査などの切り口から語ります。

内部統制で生まれる効果

小野寺 地方公共団体の内部統制評価報告制度は令和2年に施行されました。真っ先に導入されたのが文京区です。松本さん、どのような経緯でしたか？

松本 私は文京区の監査委員として10年ほど関与しています。平成の終わり頃から区長が「内部統制入れるぞ」とおっしゃって、「マニュアルや評価シートを準備することができますか。あと何年です、あと何カ月です」とアドバイスしながら令和2年に導入しました。

小野寺 内部統制導入後の透明性の確保についてお話しいただけますか。

松本 透明性について、私たち監査委員が監査事務局・各部局にいつも申し上げているのは、「いろいろな事象が

起こることはあり得るけれど、決して隠さないでください。表に出して対策を立てることで業務がよくなっていきます」ということです。

内部統制を入れてから、職員のものの方に見方に「リスクの把握とそれに対応できているか」が加わってきました。内部統制評価報告書も、その附属資料でなぜ不備があると

区長の「内部統制を入れる」というリーダーシップのもと導入しました



文京区監査委員

松本 理恵子
2016年より約10年間、文京区の監査委員に従事

考えたか、どう判定したかなどの情報が導入以降、年々充実しています。いまはPDCAを回してさらに充実させようとみんなで考えています。

小野寺 透明性を確保してきたからこそ、リスクを先に把握して対応するような風土が形成されてきたのですね。内部統制がうまく機能した素晴らしい事例かと思えます。

財政援助団体等監査への公認会計士の活用

小野寺 渋谷区ではどのような取り組みをしていますか？

吉井 渋谷区では、財政援助団体等監査をローテーションで毎年20団体程度実施しています。実施する全ての団体に監査委員が往査していますが、そのうち規模が大きい団体や社会福祉法人のような専門性が高い団体の監査は、公認会計士に事前調査を委託して監査委員監査の補強を行っています。この業務が公認会計士として一番貢

献できていると思います。

最初に事前調査を開始した時は、対象が数団体で受任する公認会計士も1名でしたが、歴代の公認会計士がよい仕事をしてくれたので評価され、私が監査委員に就任する頃には半分位の監査対象団体に対して公認会計士の事前調査を実施するまでに拡大しました。専門的な知識や特別な利害関係にも配慮する必要があるので、最近では渋谷会で研修会を実施し、希望者の中から選りすぐって3～4人程度を推薦させていただいております。渋谷区監査委員事務局に感想を聞くと、「各人それぞれに持ち味があって刺激になる」と評判がいいです。

渋谷会には、財政援助団体の監事等の推薦依頼の話も来るようになり、特別な利害関係に配慮しながら推薦を行っているようです。

小野寺 関係づくりのきっかけは何でしたか？

吉井 東京会が開催した社会福祉法人コンベンションに渋谷区の職員の方が参加し、「会計の部分が対応できない」というお話を伺いました。そこで渋谷会で区長訪問の際に、社会福祉法人をサポートする企画書を持っていき



専門家を
うまく使ってください

渋谷区代表監査委員

吉井 敏昭

2022年より渋谷区監査委員、
2024年より代表監査委員

ました。その場では興味を持ってもらえませんでした、そこで引き下がらず「何かお困りのことはないですか?」と続けたところ、他の案件のご相談がありました。それから機会があるごとに渋谷会の役員が真摯に対応していたので、徐々に渋谷区からの信頼を得ることができたのではないかと考えております。コンベンション、区長訪問の機会を最大限に活用したのがよかったのかも知れませんね。

内部統制と リスクアプローチによる監査

有我 私は品川区の監査委員を拝命して3年目になります。品川区は前任者が、ずっと監査委員事務局の方に「監査は公認会計士じゃないとダメ」と強く主張された影響が大きくて、引き続き品川会に公認会計士の推薦のお話をいただいています。

公認会計士の監査は、どこにどんなリスクがあるのか、そのリスクを未然に防ぐ仕組み(内部統制)はどの程度機能しているのかという、いわゆるリスクアプローチに基づく監査に特徴があると思います。各部局における指摘事項を最終的に報告書にまとめるのですが、毎年似たような指摘事項が出てきてしまっていることが課題だと感じています。文京区さんのように内部統制を整備すると、不備がどこにあるかも明確になるので、“より効率的にリスクや課題を発見し、事前に手当てできるように指導する”といった公認会計士ならではのリスクアプローチによる監査が機能しますので、公認会計士としてそういうアドバイスもしていきたいと思います。

小野寺 組織の全体像を理解し、リスクのある所に監査資源を注力させるリスクアプローチ監査は、公認会計士監査の肝の部分ですね。内部統制の仕組みをうまく活用しているのが文京区なので、松本さん、どのような体制で行っているのか教えていただけますか。

松本 文京区の監査委員は現在3名で、1名は議員選出の方、1名が代表監査委員で元職員の方、会計専門家として公認会計士の私、という構成になっています。

監査委員監査は主に定期監査として、監査事務局のチェック後、5月から週に1回ずつ、各部局の皆さんからヒアリングを行い、例月出納検査で毎月、歳入と歳出の状況を確認しています。それから決算監査、内部統制評価報告書の審査を行い、8月下旬頃に意見を提出します。

文京区では、内部統制の対象を「財務に関する事務」と「個人情報に関する事務」の2つとしています。内部統制に関するミスが発生した場合には、ミスの発生を個人の責任にせず、組織のどの仕組みがよくなかったかを考えて改善しましょうと、内部統制と絡めてお話しさせていただきました。職員は皆さん誠実に業務に取り組んでいる中で、たまたま穴があって発生したミス等なので、組織としてミスが生じない仕組みをつくっていきけるよう、みんなで取り組んでいます。

小野寺 決して個人のせいにはせず、仕組みで改善を考えられるのは、公認会計士による監査だからこそですね。そこが信頼につながっていくのだと思います。

公認会計士ならではの指導

小野寺 実際に監査が自治体等の改善に役立った具体的な事例はありますか?

吉井 財政援助団体等監査は、渋谷区が補助金等を交付している団体、出資団体、指定管理者等に関する監査です。区役所本体の監査ではなく外部団体の監査となるので、区の職員からすると、職務上の経験がない部分もありやりづらいのかも知れません。その点、公認会計士は、そういったことも含めて経験豊富なので、経験上、1年に5~6団体程度実施すると1つ位は重要な問題点を見つかることが多かったです。

小野寺 たとえばどのようなことですか?

吉井 たとえば、指定管理者の監査で多いですが、収支報告書で指定管理会計と自主事業会計の混同があったり、指定管理者が行う業務が区との基本協定書通りに実施されていない、共同事業体で行っている場合に共同事業体間での不適切な処理を行っているなどがありました。指定管理者の業務の監査は難しい点が多いので、会



公認会計士の監査の特徴は、
リスクアプローチ

品川区監査委員

有我 康子

品川区の財政援助団体等監査の経験を経て、2024年より品川区監査委員

計上何をどう直せばよいか公認会計士でないと分からない点が多いと考えます。また公認会計士は、連結監査に慣れているので、自治体という“親法人”の視点で全体を俯瞰できます。自治体としては、財政援助団体等側の論理だけで処理されると全体として不整合が生じることがありますから、「財政援助団体等単独では正しいとしても、連結目線ではその処理ではダメだ」と指導するところを評価していただいたことがありました。

有我 全く別の自治体の話ですが、指定管理者の現金の管理がずさんで大きな問題になったことがあります。お金の管理は基本ですから、金庫の中に必要以上に置かないという原則や、毎日チェックしないとダメですよといったお話をしています。

吉井 私も区の施設に行ったときには、現金管理の重要性について話をしています。不適切な管理は事故につながりますし、実際に事故が起きてしまうと、最終的には、住民監査請求や住民訴訟などで区の管理責任が問われる可能性があります。だから、「管理責任が問われないように適切な管理を行ってください」と伝えています。

小野寺 日頃から意識を持っていただくことが重要なんですよ。

地方公共団体の皆さまへのお願い

小野寺 最後に地方公共団体の皆さんにメッセージをお願いします。

吉井 私は「専門家をうまく使ってください」ということです。公認会計士は監査の専門家ですが、行政の業務は多岐にわたります。法務全般は弁護士、税法や地方税法、特に地方税の徴収に関しては税理士、社会保険関連は社会保険労務士など。重要な案件では、各部や各課単位で予算を取って専門家のアドバイスを入れると、業務のレベルも上がり、結果的に職員の方のレベルも上がって、各部門が強くなると思います。

有我 私も、専門家の知見を活用していただきたいです。例えば、認可保育所の運営費は公金であるため、使途にも制限が設けられるなど、独特な会計の仕組みとなっ

ています。また近年は株式会社が多く参入していることから、企業会計への対応も求められますが、実際に職員の方がそれを理解して指導検査するのは難しいと思います。公認会計士を使っただくと、職員の方の業務負担の軽減にもつながります。

松本 吉井先生の話伺って、文京区も渋谷区のように何人か公認会計士を入れるようにしていただければ、もっと財政援助団体等監査を充実させることができると思います。担当部署の補助金チェックにもつながって、余分なお金が節約できるかもしれないのでぜひお願いしたいです。

小野寺 公認会計士を活用する価値を知っていただくことが大事ですね。入札監視委員会、契約監視委員会では、分割発注やカラ見積もりがないかなど、適切な選定や契約の適正性を見ることができまますから、契約、入札といえば公認会計士ということも覚えておいていただきたいと思います。

有我 プロポーザル案件は会計と経営の視点が必要ですから、東京会の業務課に地方公共団体からの推薦依頼が多いようです。品川区からも推薦依頼をいただいて、公認会計士が関与しています。

小野寺 公認会計士登用の費用対効果には自信がありますから、少ない費用で圧倒的な効果とアピールしていきましょう。

仕組みで改善するのは、
公認会計士の流儀ですね



小野寺 勝

東京会
非常利・公会計U担当
常任幹事

組織概要

役員

東京会の役員は、会長1名、副会長7名以内、常任幹事32名以内、幹事44名以内(うち、地区会長30名)及び監事4名以内で構成されており、3年ごとに選挙により会員から選出されています。

- 会 長 高橋 克典
- 副会長 野口 和秀 (総務企画、中小企業支援ユニット担当)
- 小黒 祐康 (経理、厚生、税務業務ユニット担当)
- 日下部 恵美 (地区会、DE&I、監査会計ユニット担当)
- 宮崎 哲 (DE&I、非営利・公会計ユニット担当)
- 三浦 太 (研修運営、業務企画ユニット担当)
- 朝倉 徹太郎 (広報、業務企画ユニット担当)
- 中川 満美 (特命担当)

	常任幹事	幹事	
総務グループ	総務企画ユニット	伊藤 嘉昭 井上 大輔 田澤 治郎	
	経理ユニット	塚原 克哲	望月 崇
	厚生ユニット	武内 正一 中嶋 寿康	窪田 哲也
	研修運営ユニット	佐々木 直彦 猿渡 良太郎	小笠原 和也
	広報ユニット	飯塚 幸子 岩永 法子	伊藤 耕一郎 渡邊 りつ子
地区会グループ	地区会ユニット	榎本 孝之 河合 洋明	坂本 亮 中村 健一
業務開発支援グループ	業務企画ユニット	石丸 美枝 塩幡 勝典 嶋田 史郎 細谷 知美	岩下 万樹 梅澤 慶介
	DE&Iユニット	原 夏代 矢野 奈保子 山本 菊子	高安 彰子
	監査会計ユニット	金森 俊亮 本橋 清彦	宮島 章
	税務業務ユニット	神林 克明 松本 次夫	神山 敏蔵
	非営利・公会計ユニット	居関 剛一 小野寺 勝 小湊 高清	亀岡 保夫
	中小企業支援ユニット	岩倉 礼子 木下 政昭 平野 智彦 若山 徹太郎	川嶋 哲朗

幹事 (地区会長)	幹事
(足立) 船野 智輝	(北) 小林 裕之
(荒川) 木下 哲	(江東) 新井 康友
(板橋) 野口 和秀	(品川) 松澤 進
(江戸川) 奥村 倫弘	(渋谷) 千賀 貴生
(大田) 広川 敬祐	(新宿) 浦野 智明
(葛飾) 伊藤 則和	(杉並) 三浦 邦仁
(墨田) 井尾 仁志	(世田谷) 加藤 浩志
(台東) 岩田 浩一	(千代田) 平 善昭
(中央) 土田 恵一	(豊島) 大木 宣幸
(中野) 高橋 淳二	(練馬) 川井 隆史
(文京) 緒方 浩一	(港) 高山 清子
(目黒) 宇佐見 浩一	(三多摩) 清水 久員
(茨城) 井上 雅裕	(群馬) 桂川 修一
(栃木) 斎藤 秀樹	(長野) 中野 隆洋
(新潟) 武石 聡之	(山梨) 野中 孝憲

監事	監事	監事	監事
中井 恭子	石黒 徹	兼山 嘉人	高德 信男



組織

東京会の組織は、最高意思決定機関である総会、事業の執行・監督を担う役員会、事業の運営方針を決定する正副会長会並びに執行補助、諮問に対する答申及び研究報告を取りまとめる委員会等で構成されている他、事業執行及び財務の監査を担う監事会を設置しています。また、日本公認会計士協会の全体方針をスムーズに反映し、より迅速かつ円滑な事業運営を行うことを目的に、協会の組織に対応した3グループ12ユニット制による事業運営を行っています。

【日本公認会計士協会東京会組織図】

